

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」東京・第一次訴訟(東京地裁)第10回期日(20220530)提出の書面です。

平成31年(ワ)第3465号 国家賠償請求事件

原告 大江千束 ほか8名

被告 国

証拠説明書 14 (甲A号証)

2022(令和4)年4月20日

東京地方裁判所民事第16部乙合議B係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 上杉 崇

同 寺原 真希子

ほか

| 号証 (甲) | 標 目 (原本・写しの別) | | 作 成 年月日 | 作成者 | 立 証 趣 旨 |
|-----------|------------------|---|---------------|----------|--|
| 甲A 441 | 意見書 | 写 | 2021・9・ 21 | 谷口洋 幸 | (本書証は、札幌地方裁判所が2021年3月17日に言い渡した判決を受けて、谷口教授が国際人権法の観点から、判決に分析を加え、同時に国家の立法裁量について論じたものである。すでに提出している意見書である甲A242を補足するものでもある) ・国際人権法の観点から、同性カップルに関する法制度の選択に一定の国家裁量を認めると |

| | | | | | |
|-----------|---|---|--------|----------|---|
| | | | | | <p>してもかなりの程度において制約されるべきであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・札幌地裁の判決が、24条および13条に関して「特定の制度を求める権利」を否定し、広範な裁量を認めたように読める部分は国際人権法上、賛成できないこと。 ・婚姻を同性カップルに求めることは国際人権法上の権利保障に適うものであること。 |
| 甲A 442 | 「救済を視野に入れた憲法上の実体的な権利の構成—同性婚訴訟を手掛かりとして」(法律時報94巻2号117頁) | 写 | 2022・1 | 卷美矢 紀 | <p>(本書証は、本件訴訟を例に、「制度を前提とする権利」に関わる法律の憲法適合性審査、法律が違憲となるとされた場合の救済方法が、憲法解釈によって明らかにされうることを論じた論文である)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法制度を前提とする権利であっても、制度の「憲法上想定された核心的部分」、「憲法が想定する標準的制度形態」を憲法解釈によって特定することができ、その場合は自由権等と同様の違憲審査がなされるべきであること(118頁～119頁) ・「制度へのアクセス」自体の制約と「制度の具体化」の問題は区別され、憲法上の権利である以上、制度へのアクセスの保障は「憲法上想定された核心部分の中の最も核となる部分」であり「立法裁量以前の問題」と考えるべきこと。 <p>最高裁も、選挙権に関し、アクセスに対する制</p> |

| | | | | | |
|-----------|------------------------------|---|-----------|------|--|
| | | | | | <p>約については、厳格に判断していること（119頁）。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定の時代と場所において、婚姻制度の「憲法上想定された核心的部分」を特定することが可能であり（120頁）、婚姻が当事者間の合意のみによって成立することは「婚姻制度の中核をなすもの」であり「婚姻の権利の核心部分」であること。よって国家は原則として侵害しえず、これに対する制約は、婚姻の自由の直接的制約として、厳格な審査が求められること（121頁）。 ・偏見を排除し国民の広範な承認のために同性婚を認めるべきこと（122頁）。 ・配偶者の選択はきわめて人格性の強いことからであり配偶者選択の自由は結婚の権利の中核部分であるから、「同性婚」の立法不作為は、法律婚の権利の中核部分に対する直接的制約であるうえ、一定の範囲の性的マイノリティーについて、婚姻制度へのアクセスを永久に制限することともなるので、厳格な審査基準が求められること（122頁）。 |
| 甲A 443 | 「同性婚認容判決と司法部の立ち位置—司法積極主義の足音は | 写 | 2022・3・16 | 千葉勝美 | <p>（本書証は千葉勝美元最高裁判事が書いた札幌地裁判決を題材として同性同士の婚姻について論じた論文である）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・憲法上婚姻や家族に関する特別規定である2 |

| | | | |
|--|--|--|---|
| | <p>聞こえてくるのか？」(判例時報 2506・2507 合併号198 頁)</p> | | <p>4条が「両性」等の文言を用いていることから憲法が法律に義務づけている婚姻は異性間のものであるとの主張がありうるが、それは、今日「同性婚」が世界各国に広がりを見せている状況と整合せず、①憲法13条、14条の理念は24条においても当然に実現されるべきこと、②同性間の婚姻ができないことで大きな不利益と「個人の尊厳」に関わる「深刻な状態」が強いられ、憲法13条の幸福追求の権利が損なわれる状態と言うべきであること、③憲法14条の場面に限れば、平等原則違反とされるような事態でもあること、④同性愛についての誤解が解消され、わが国でも国民の7割が「同性婚」に積極的であること、を踏まえると、頭書の解釈を維持しようとするれば、「国民的理解と共感には大きな揺らぎ」が生じる状態にあること(207頁)。</p> <p>・性的マイノリティーの人々の基本的人権に注視し救済することは「多数決原理とは離れた法原理機関としての司法部の基本的役割・機能」であり、国民からもそれが期待されていること(208頁上段)。</p> <p>・憲法24条は婚姻の定義規定ではなく、「両性」等の文言も異性同士であることを積極的に示すことを意図したものではないから、憲法24条の文言の今日的解釈として、①同条は異性</p> |
|--|--|--|---|

| | | | | |
|--|--|--|--|---|
| | | | | <p>に限定せずに婚姻という法的な社会制度一般についての基本理念を示したものであり「同性婚」を許容していると解することができること、②そうであるのに「同性婚」認めていない本件規定は、24条の本来の趣旨（同論文の趣旨I）にそぐわず、13条、14条に違反するものであつて、これを是正する立法措置を講ずる必要があると判断されること（208頁）。</p> |
|--|--|--|--|---|